2020 年 3 月 7 日

帝京大学 教職員の皆様

帝京大学 女性医師・研究者支援センター

新型コロナウィルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した ベビーシッター割引券の発行に関する特例措置について（お知らせ）

ベビーシッター割引券を管轄する「全国保育サービス協会」より、標記【特例措置】について通知が参りましたのでお知らせいたします。

本学の発行条件をふまえ以下のとおり追加措置を行いますので、発券を希望される方はセンターにご連絡ください。書類提出の際には、「ベビーシッター割引券発行事業実施要項」および別添「内閣府 事務連絡」をご確認ください。
（※追加措置以外の利用方法は、本学の要項による。）
「ベビーシッター割引券発行事業実施要項」（当センターHP「各種プログラム　女性研究者支援制度」：
https://www.teikyo-u.ac.jp/affiliate/laboratory/support_center/program/environment.html

なお、当追加措置は今年度末（2020 年 3 月 31 日）までとなります。

【特例措置】
（措置前）1 日（回）対象児童につき 1 枚使用可
↓
（措置後）1 日（回）対象児童につき複数枚使用可

※現在の保有枚数などから、取り急ぎ 15 枚～20 枚程度発券することができます。
※割引券発行のためには、事前にベビーシッター割引券等取扱事業者と請負契約を結ぶ必要があります。新規契約をされる方は、インターネットで 24 時間予約手配できる事業者（注意事項あり）の情報等もお伝えすることもできますのでセンターへご連絡ください。
※「全国保育サービス協会 ベビーシッター派遣事業」および「割引券等取扱事業者一覧」についてはこちらをご覧ください。
http://www.acsa.jp/

【提出書類】:「ベビーシッター割引券発行事業実施要項」の 2 ページ中段に記載
1. 割引券等取扱事業者と締結した請負契約書（写）
2. 申込者本人の保険証（写）
3. 配偶者の在職証明書または保険証（写）
4. 勤務時間帯が分かる書類（授業時間割、勤務担当者表など）

ご不明な点等ございましたら、以下問合先までご連絡くださいますようお願いいたします。

以 上

問合先
帝京大学 女性医師・研究者支援センター
板橋キャンパス 病院棟 6 階医局内
TEL：03-3964-8456
E-Mail：women@med.teikyo-u.ac.jp
担当：関屋

事　務　連　絡
令和２年２月28日

公益社団法人全国保育サービス協会　御中

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常分）の特例措置について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業が行われること等を踏まえ、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常分）に係る割引券の使用について、下記のとおり取扱うこととといたしました。ついては、内容について御了知の上、適切な周知をお願いいたします。

なお、ベビーシッター派遣事業に係る割引券の使用に関する事業主等の申込手続き等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業の取扱いについて」（令和２年２月28日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）において示したとおりです。

記

割引券は、１日（回）対象児童１人につき１枚、１家庭につき１か月当たり24枚まで使用できるものとされているところ、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業が行われること等を踏まえた特例措置として、令和２年３月に限り、１日（回）対象児童１人につき複数枚使用できることとし、かつ、１家庭につき１か月当たり120枚まで使用できることとすること。また、割引券の使用は通常１年間に280枚までとされているところ、上記の場合においては、280枚を超えて使用できることとすること。

なお、割引券の対象サービスの範囲については従前のとおりとし、利用料金が１回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とすること等に注意すること。

「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」（令和元年５月８日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別添１「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の改正については追って連絡する。

以上

（照会先）
内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室財政第２係
03-5253-2111（内線38488、38487）
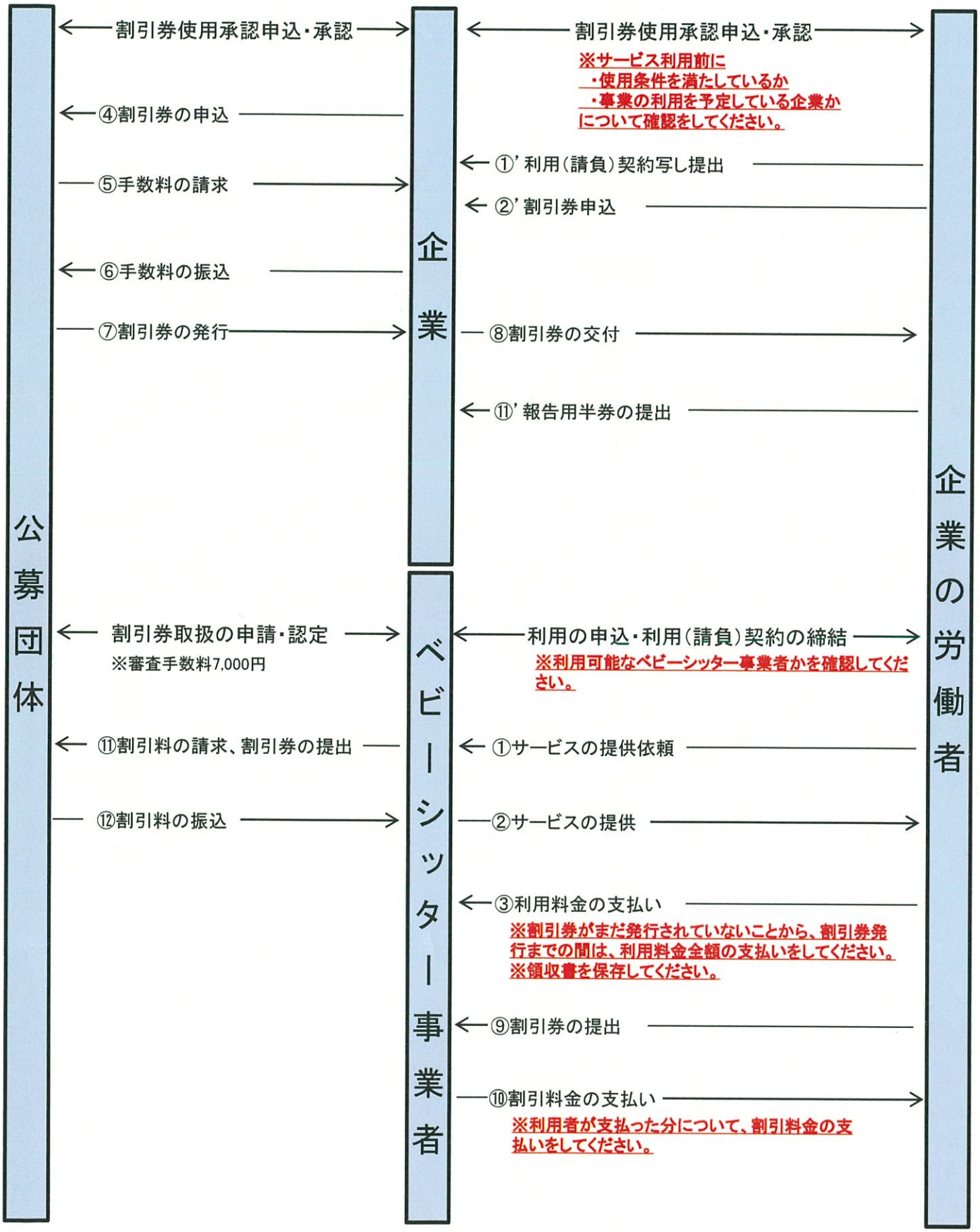
令和元年度、令和2年度ベビーシッター派遣事業　概略図
【令和2年2月28日～当面の間（割引券交付前）の取扱い】